

事 務 連 絡

令和 5 年 3 月 22 日

制度融資取扱金融機関 各位

新宿区中小企業向け制度融資「商工業緊急資金（特例）」
の消費貸借契約書の印紙税の取り扱いについて

新宿区文化観光産業部
産業振興課

日頃より当区の制度融資の円滑な実施にご協力いただき誠にありがとうございます。

商工業緊急資金（特例）の消費貸借契約書の印紙税について、令和 5 年度以降の取り扱いを新宿税務署に問合せたところ、以下の回答を得ましたので、情報提供いたします。令和 4 年度以前と取り扱いが変更になりますので、必ず新宿区中小企業向け制度融資事務に携わる皆様へのご周知をお願いいたします。

次の①から⑤のすべてを満たす場合、新型コロナ特法に係る「一定の金融機関が行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書についての非課税措置」が適用されます。

- | |
|--|
| <p>①金銭の貸付けを受ける者が「特定事業者」であること</p> <p>②金銭の貸付けを行う者が一定の金融機関であること</p> <p>③新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けたことを条件として行う金銭の貸付けであること</p> <p>④他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う金銭の貸付け（特別貸付け）であること</p> <p>⑤特定事業者に対する特別貸付けであることが消費貸借契約書において明らかにされていること</p> |
|--|

④の特別貸付けとは、次のいずれかの条件を満たす金銭の貸付けを指します。

- ・ 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定を受けた者又は同法第 2 条第 6 項の規定による認定を受けた者に対する金銭の貸付け
- ・ 中小漁業融資保証法第 4 条第 1 号、農業信用保証保険法第 8 条第 1 号、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第 6 条第 1 項第 3 号又は独立行政法人農林漁業信用基金法第 12 条第 1 項第 5 号に規定する債務の保証（その債務の全部を保証するもので、担保（保証人の保証（経営者等の保証を除く。）を含み、その保証に係る貸付金の対象物件を除きます。）の提供を要しないものに限ります。）を受けた者に

対する金銭の貸付け

・貸付金の据置期間が6か月以上であり、かつ、その償還期間が1年以上である金銭の貸付け

⑤の消費貸借契約書において明らかにされているものとは、例えば、次のようなものをいいます。

- ・約款において特定事業者に対する特別貸付けであることが明示されているもの
- ・特定事業者に対する特別貸付けである旨を金融機関が確認し、その旨が消費貸借契約書に記載されているもの

詳しくは、国税庁 HP『新型コロナ税特法に係る印紙税の非課税措置に関する Q&A』をご覧ください。

尚、本通知につきましては、新宿税務署の回答に基いたものです。当課では個別的な判断や回答は出来かねますので、ご不明な点につきましては、国税庁 HP を確認いただくか、所管の税務署へお問合せのうえ、適切にお取り扱いください。

●国税庁 HP

『新型コロナ税特法に係る印紙税の非課税措置に関する Q&A』

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/pdf/0020004-128_2.pdf

●新宿区内の税務署の連絡先

【新宿税務署】 03-6757-7776

〒169-8561 新宿区北新宿1丁目19番3号

【四谷税務署】 03-3359-4451

〒160-8530 新宿区四谷三栄町7番7号

新宿区文化観光産業部
産業振興課 融資担当